

# 川崎市介護サービス事業者の指定手続等に関する要綱

平成 24 年 3 月 31 日

23 川健介保第 2258 号

健康福祉局長専決

## (目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市介護保険条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 25 号。以下「条例」という）第 20 条の規定及び川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則（平成 24 年川崎市規則第 32 号。以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「居宅サービス等事業者」という。）、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「地域密着型サービス等事業者」という。）の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

## (指定の申請の手続等)

第 3 条 市長は、居宅サービス等事業者の指定を行うときは、指定申請に係る申請期間等の手続を定めるものとする。

## (添付書類)

第 4 条 法第 70 条第 1 項、第 70 条の 2 第 1 項（第 115 条の 11 及び第 115 条の 31 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 71 条第 1 項ただし書（法第 115 条の 11 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 72 条第 1 項た

だし書（法第115条の11において読み替えて準用する場合を含む。））、第75条、第79条第1項、第79条の2第1項、第82条、第86条第1項、第86条の2第1項、第89条、第91条、第94条第1項、第94条第2項第94条の2第1項、第95条、第98条第1項第4号、第99条、第107条第1項、第107条第2項、第108条第1項、第109条、第112条第1項第4号、第113条、第114条の8において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項、第115条の2第1項、第115条の5及び第115条の22第1項及び第115条の25に規定する申請、届出及び申出（以下「申請等」という。）には、付表その他必要な書類を添付するものとする。

（指定の申請の補正）

第5条 市長は、提出された申請等に不備があるときは、申請者に補正を求めるものとする。

（指定）

第6条 市長は、法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項及び第115条の22第1項の規定により提出された介護サービス事業者指定（許可）申請の内容が指定基準を満たしていることを確認したとき又は指定基準を満たしていると判断したときは、原則として翌月1日をもって居宅サービス等事業者として指定し、指定通知書（第1号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（指定の更新）

第7条 市長は、法第70条の2第1項（法第115条の11及び第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。））、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定により提出された介護サービス事業者指定（許可）更新申請の内容が指定基準を満たしていると判断したときは、指定更新通知書（第2号様式）により当該申請者にその旨を通知

するものとする。

(加算、減算又は割引の届出)

第8条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第127号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に基づく加算、減算又は介護保険法第41条第1項に基づく割引の届出は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（第3号様式）により行うものとする。

(地域密着型サービス等事業者の指定等)

第9条 市長は、地域密着型サービス等事業者の指定に際し、内定申請を受け付けするサービス量を、法第8条第15項から第20項、第23項及び法第8条の2第13項から第15項に定めるサービスごと並びに法第117条第2項第1号に規定する日常生活圏域ごとに定めるものとする。

2 市長は、前項の指定については、必要な申請条件を付することができるものとする。

(内定)

第10条 地域密着型サービス等事業を行う者は、地域密着型サービス等事業者内定申請受付期間において、地域密着型（介護予防）サービス事業者内定申請書（第4号様式）を申請するものとする。

(調査審議)

第11条 市長は、前条の規定に基づく当該内定申請について、法第78条の2第7項及び第115条の12第5項に規定する措置として、川崎市介

護保険運営協議会地域密着型サービス等部会（以下「サービス等部会」という。）の調査審議に付さなければならない。

（指定の内定等）

第 1 2 条 市長は、前条の規定に基づくサービス等部会の調査審議により、申請者がサービス事業者として選定されたときは、申請者を指定内定者とし、地域密着型（介護予防）サービス事業者内定通知書（第 5 号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

また、選定されなかったときは、地域密着型（介護予防）サービス事業者不内定通知書（第 6 様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（指定の内定の取消し）

第 1 3 条 市長は、指定の内定の通知後、指定内定者が当該内定条件を満たせないと認めたときは、指定内定を取消し、地域密着型（介護予防）サービス事業者指定内定取消通知書（第 7 号様式）により当該指定内定者にその旨を通知するものとする。

（指定）

第 1 4 条 第 1 2 条の規定による指定の内定を受けた者は、法第78条の 2 第 1 項及び第115条の12第 1 項に基づく指定の申請を行うことができる。この時、第 3 条から第 7 条の規定を準用する。この場合において、第 4 条中「法第70条第 1 項、第70条の 2 第 1 項（第115条の11及び第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。）、第71条第 1 項ただし書（法第115条の11において読み替えて準用する場合を含む。）及び第72条第 1 項ただし書（法第115条の11において読み替えて準用する場合を含む。）、第75条、第79条第 1 項、第79条の 2 第 1 項、第82条、第86条第 1 項、第86条の 2 第 1 項、第89条、第91条、第94条第 1 項、第94条第 2 項第94条の 2 第 1 項、第95条、第98条第 1 項第 4 号、第99条、第107条第 1 項、第107条第 2 項、第108条第 1 項、第109条、第112条

第1項第4号、第113条、法第114条の8において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項、第115条の2第1項、第115条の5及び第115条の22第1項及び第115条の25」とあるのは「法第78条の12、第115条の21、第78条の2第1項、第78条の5、第78条の8、第115条の12第1項及び第115条の15」と、第6条中「法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項及び第115条の22第1項」とあるのは「法第78条の12及び第115条の21」と、第7条中「法第70条の2第1項（法第115条の11及び第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項」とあるのは「法第78条の12及び第115条の21」と、第3条から第7条中「居宅サービス等事業者」とあるのは「地域密着型サービス等事業者」と読み替えるものとする。

（加算、減算又は割引の届出）

第15条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）に基づく加算、減算又は介護保険法第41条第1項に基づく割引の届出は、介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（第8号様式）により行うものとする。

（手数料の免除）

第16条 ユニット型介護老人福祉施設（川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月14日条例第78号）第46条ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準を満たす介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設する介護老人福祉施設（ユニット型介護老人福祉施設を除く。）について、ユニット型介護老人福祉施設と併せて

条例第 19 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する申請をするときは、同条第 3 項第 2 号の規定により、当該申請に係る手数料を免除する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱及び川崎市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の手続等に関する要綱の廃止)

2 指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（平成 18 年 3 月 20 日 17 川健介第 1475 号 健康福祉局長専決）及び川崎市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の手続等に関する要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 川健介保第 846 号健康福祉局長専決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

1 様式

| 様式番号 | 名 称                       | 関係条文 |
|------|---------------------------|------|
| 1    | 指定通知書                     | 第6条  |
| 2    | 指定更新通知書                   | 第7条  |
| 3    | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書      | 第8条  |
| 4    | 地域密着型（介護予防）サービス事業者内定申請書   | 第10条 |
| 5    | 地域密着型（介護予防）サービス事業者内定通知書   | 第12条 |
| 6    | 地域密着型（介護予防）サービス事業者不内定通知書  | 第12条 |
| 7    | 地域密着型（介護予防）サービス事業者内定取消通知書 | 第13条 |
| 8    | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書      | 第15条 |